

「知床ねむろ北太平洋シーニックバイウエイルート運営代表者会議」が**釧路開発建設部管内の道路協力団体に指定されました**

～道路協力団体指定証の交付式を行います～

北海道開発局では、これまで年1回の公募により道路協力団体[※]の指定を行ってきましたが、令和7年11月18日以降、事前相談・申請を随時受け付けております。

この度、申請いただいた団体について審査した結果、令和8年5月29日に「知床ねむろ北太平洋シーニックバイウエイルート運営代表者会議」を道路協力団体に指定しました。

つきましては、釧路開発建設部にて指定証の交付式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

記

日 時 令和8年6月23日（火）13：30～

場 所 釧路地方合同庁舎7階第5会議室（釧路市幸町10丁目3番地）

指定団体 知床ねむろ北太平洋シーニックバイウエイルート運営代表者会議

交付式の取材を希望される方は、開始時刻の5分前までに会場へお越しください。

注）「道路協力団体制度」は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。

釧路管内では第3回指定の「釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者会議」に続き、2例目となります。

（道路協力団体 HP）<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

道路協力団体公募の指定に関する報道発表については、下記 URL をご覧ください。

（北海道開発局 HP）<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/release/jtfkjs000007158-att/jtfkjs000008yoq.pdf>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

特定道路事業対策官 久保田 英樹 電話：0154-24-7368（内線 3545）

道路計画課 課長 大谷 篤嗣 電話：0154-24-7259（内線 3351）

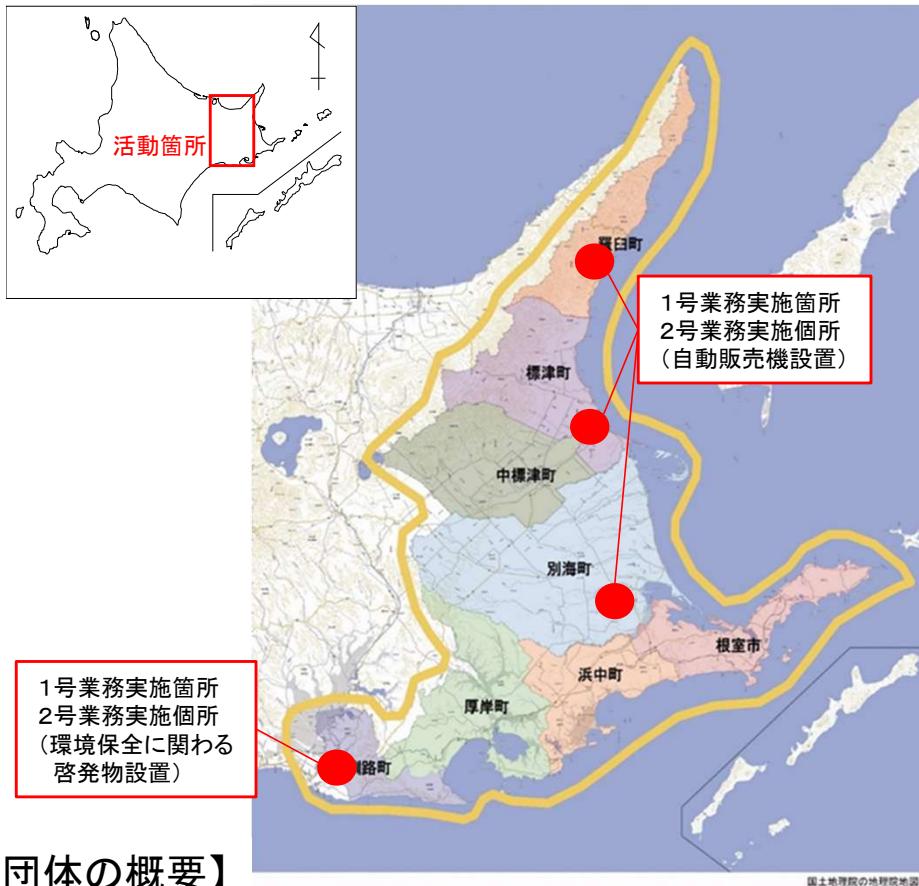
釧路開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/>

道路協力団体活動概要(北海道開発局 釧路開発建設部管内)

法人等の名称：知床ねむろ北太平洋シーニックバイウエイルート運営代表者会議（令和8年5月29日指定）

- 指定区間：①国道44号 KP 12.171～12.291 釧路町別保原野南22線 延長 約0.1km
②国道243号 KP130.369～130.461 別海町奥行 延長 約0.1km
③国道272号 KP 92.348～92.466 標津町標津2350 延長 約0.1km
④国道335号 KP 18.610～18.712 羅臼町峯浜町 延長 約0.1km

業務内容：（1号業務）国道及び駐車帯での清掃活動
（2号業務）駐車帯への環境保全に関わる啓発物の設置
駐車帯への自動販売機の設置



【1号業務】

国道及び駐車帯での清掃活動



【2号業務】

駐車帯への環境保全に関わる
啓発物の設置



【2号業務】

駐車帯への自動販売機の設置



【団体の概要】

知床ねむろ北太平洋シーニックバイウエイルート運営代表者会議は、令和元年に候補ルート、令和4年にシーニックバイウエイルートに指定され、釧路・根室管内の1市7町の観光協会や商工会、一般企業、各種団体等で構成。道路沿道での清掃、剪定などの環境整備活動のほか、フットパスや自転車を活用した観光コンテンツづくりに取り組んでいる。

道路協力団体指定の状況(北海道開発局管内)

	指定番号	指定年月日	道路協力団体に指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
第一回指定	国(北海道開発局)札幌第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	ウインターライフ推進協議会	札幌市北区北11条西2丁目2-17
	国(北海道開発局)札幌第2号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	札幌大通まちづくり株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目13番地
	国(北海道開発局)札幌第3号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	札幌シーニックバイウエイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表者会議	札幌市南区澄川3条2丁目5番7号
	国(北海道開発局)小樽第1号 国(北海道開発局)室蘭第1号	令和7年12月18日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	支笏洞爺ニセコルート代表者会議	有珠郡壮瞥町宇滝之町384番地1
	国(北海道開発局)網走第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	東オホーツクシーニックバイウエイ連携会議	斜里郡斜里町ウトロ香川104-2
	国(北海道開発局)留萌第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	萌える天北オロロンルート運営代表者会議	苫前郡羽幌町北3条2丁目
第二回指定	国(北海道開発局)帯広第1号	令和7年12月18日(更新) (初回指定平成29年12月18日)	令和12年12月17日まで (更新)	十勝シーニックバイウエイ十勝平野・山麓ルート代表者会議	上川郡新得町本通南1丁目23番地
第三回指定	国(北海道開発局)釧路第1号	令和3年12月24日(更新) (初回指定平成31年1月18日)	令和8年12月23日まで (更新)	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者会議	釧路市新川町1-7
第四回指定	国(北海道開発局)帯広第2号	令和6年12月25日(更新) (初回指定令和元年12月25日)	令和11年12月24日まで (更新)	十勝シーニックバイウエイ南十勝夢街道ルート代表者会議	中川郡幕別町忠類白銀町204番地
	国(北海道開発局)函館第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定令和元年12月25日)	令和11年12月24日まで (更新)	函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議	函館市富岡町1丁目5-11
第六回指定	国(北海道開発局)旭川第1号	令和3年12月24日 (初回指定令和3年12月24日)	令和8年12月23日まで	シーニックバイウエイ北海道大雪・富良野ルート運営代表者会議	空知郡上富良野町宮町1丁目2-25
第八回指定	国(北海道開発局)小樽第2号	令和5年12月21日 (初回指定令和5年12月21日)	令和10年12月20日まで	羊蹄ニセコ自転車走行協議会	虻田郡倶知安町南1条東2丁目4-7 ベルウッドビル3階
今回の指定	国(北海道開発局)釧路第2号	令和8年5月29日 (初回指定令和8年5月29日)	令和13年5月28日まで	知床ねむろ北太平洋シーニックバイウエイルート運営代表者会議	根室市明郷101番地



道路で清掃・除草などの
公的活動を行う方々へ

道路協力団体に なってみませんか？



現在の公益活動を、今後さらに充実させるため
道路空間を活用して**収益を得る活動**を行い、
道路の快適性を向上させませんか？

**道路協力団体制度が
活用できます。**



道路協力団体とは

自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関する活動を行う民間団体を支援するものです。道路協力団体になることで、道路上での収益活動が可能となり、活動時の申請手続きが緩和され活動がしやすくなります。官民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していきます。



道路協力団体として活動するメリット

- ★ 収益活動・手続きの簡素化による活動の充実
- ★ 認知度・社会的信用度の向上による継続的な活動
- ★ 全国の活動団体との連携による活動の活性化・発展

道路協力団体の業務



①

除草や清掃活動など道路の維持管理、道路に関する工事

例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事



②

安全で円滑な道路交通の確保や道路の利便性向上のための案内板等や脱炭素化施設等の設置・管理

例：案内板、シェアサイクル駐輪場、オープンカフェ、マルシェ、道路に関連したイベント開催に要する機材、太陽光発電設備、シェア電動モビリティ器具など



③

道路の管理に関する情報又は資料の収集・提供

例：サイクルツーリズムに関する情報収集、共有の場の開催など



④

交通量調査やニーズ調査などの調査研究

例：集約サインの設置・研究など



⑤

道路に関する知識の普及・啓発のための勉強会の開催や地元学校との連携などの取組

例：啓発活動としてのイベント開催など



⑥

①～⑤に関連する取組

なお、道路協力団体は①～⑥すべての業務を行う義務はなく、一部を実施する団体も指定の対象となります。

道路協力団体になるための条件

道路協力団体として活動を行う区間において、概ね5年間※1活動（清掃・除草等の維持管理活動）を行っていること。

※1：道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績がある場合は、2年間に短縮される場合があります。

※詳細については道路管理者または以下の問い合わせ先へご確認ください。

よくあるご質問 (FAQ)

Q

①（維持管理）と②（収益活動）の場所が異なる場合、収益活動は可能でしょうか。

A

①業務の区間外でも、申請区間内であれば②業務の実施が認められます。

Q

ボランティア・サポート・プログラム（以下、VSP）の実施団体でも、道路協力団体になることが出来ますか。

A

VSPの実施団体も道路協力団体になることが出来ます。道路協力団体になることで、収益活動を行うことが出来るようになり、活動の充実が期待されます。

※その他のFAQはホームページでご確認ください

みちを守り、育て、楽しむ

道路協力団体



国土交通省

窓口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課
連絡先：hqt-douro_kyouryoku@gxb.mlit.go.jp

●相談内容・該当道路・所属・連絡先等を記載のうえ、メールにてご連絡ください。●添付ファイルは受信できませんので、まずはメール本文に内容を記載してください。

<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

